

特別養護老人ホームおかの花

「指定介護老人福祉施設」

重要事項説明書

(兵庫県指定・事業者番号2871300162)

当施設はご契約者に対し指定介護老人福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 施設経営法人

- | | |
|-----------------|---------------------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 三相園福祉会 |
| (2) 法人所在地 | 兵庫県丹波市春日町山田 170 番地 |
| (3) 電話番号及びFAX番号 | TEL0795-74-1700 FAX0795-74-1708 |
| (4) 代表者氏名 | 竹村 義法 |
| (5) 設立年月日 | 昭和 45 年 7 月 15 日 |

2. ご利用施設の概要

- | | | |
|--------------|---------------------------------|---------------------------------------|
| (1) 建物の構造 | 鉄骨鉄筋コンクリート造 | 3 階建 (特養は 2 階) |
| (2) 建物の延べ床面積 | 南棟 4 3 2 7 . 8 9 m ² | (特養部分は 2 4 2 7 . 6 2 m ²) |
| (3) 併設事業 | | |

事業の種類	兵庫県知事の事業者指定	利用定数等
小規模生活単位型特養	有	30 人
通所介護	有	25 人
短期入所生活介護	有	12 人
居宅介護支援事業	有	ケアマネージャー 4 人

3. ご利用施設

- | | |
|-----------|--|
| (1) 施設の種類 | 指定介護老人福祉施設・平成 1 2 年 4 月 1 日指定 (みなし) |
| (2) 施設の目的 | 指定介護老人福祉施設は、介護保険法令に従い、ご契約者が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に、日常生活を営むため必要な居室および共用施設等をご利用いただき、介護福祉施設サービスを提供します。 |

この施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な方がご利用いただけます。

- | | |
|-----------------|--|
| (3) 施設の名称 | 特別養護老人ホームおかの花 |
| (4) 施設の所在地 | 兵庫県丹波市春日町山田 170 番地 |
| 交通機関 | JR 福知山線黒井駅下車西へ 2.5 km |
| (5) 電話番号及びFAX番号 | TEL0795-74-1700 FAX0795-74-1708 |
| (6) 施設長氏名 | 小椎尾 竹信 |
| (7) 当施設の運営方針 | ○利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って指定福祉サービスを提供します。
○明るく楽しい雰囲気づくりに努め、家庭・地域との交 |

6. 居室の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、原則として4人部屋ですが、個室など他の種類の居室への入居をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に添えない場合もあります。

居室・設備の種類	室数	備考
個室	18室	各室 12.88㎡
2人部屋(多床室)	4室	各室 21.13㎡, 1人当り 10.57㎡
4人部屋(多床室)	8室	各室 41.53㎡, 1人当り 10.38㎡
合計	30室	
食堂	1室	137.74㎡
デイルーム	1室	61.77㎡
浴室	1室	91.40㎡ 臥床浴槽1台・座位浴槽1台 パーソナルケア浴槽2台
医務室・看護婦室・静養室	3室	52.92㎡
機能訓練室	1室	79.20㎡

7. 職員の配置状況

〈主な職員の配置状況〉

職種	配置人数	指定基準
1. 施設長	1名	1名
2. 介護職員	18名以上	18名
3. 生活相談員	1名	1名
4. 看護職員	2名以上	2名
5. 介護支援専門員(ケアマネージャー)	1名	1名
6. 医師(嘱託)	1名	必要数
7. 管理栄養士	1名	1名
8. 機能訓練指導員	1名	1名

〈主な職種の勤務体制〉

職 種	勤務体制
1. 医師（嘱託）	毎週水曜日 13：00～15：00 毎週金曜日 14：00～16：00 隔週木曜日 14：00～16：00
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早出： 7：30～ 16：30 2名 日勤： 9：00～ 18：00 2名 遅出：10：30～ 19：30 2名 夜勤：17：00～翌10：00 2名
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早出： 7：30～ 16：30 1名 遅出：10：00～ 19：00 1名
4. 機能訓練指導員	8：30～ 17：30

8. 当施設が提供するサービスと利用料金

(1)介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（平成30年7月31日まではサービス利用料金の9割、平成30年8月1日以降は一定以上の所得に応じてサービス利用料金の7割又は8割又は9割）が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

①食事

- ・栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）

朝食：8：00～8：40 昼食：12：00～13：00 夕食：18：00～19：00

②入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・寝たきりの方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

- ・ご契約者の心身等の状況に応じて、健康・趣味活動等の日常生活リハビリ又は訓練を実施します。

⑤健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

〈サービス利用料金（1日あたり）〉

下記の料金表によって、ご契約者の要介護状態区分に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた自己負担金額と居住費及び食費の合計金額をお支払い下さい。

サービス利用料金表 別表1～4のとおり。

- | | |
|---------------------------|------|
| 1. サービス利用料金表 | 別表 1 |
| 4. 介護保険負担限度額認定者のサービス利用料金表 | |
| (1)利用者負担第1段階 | 別表 2 |
| (2)利用者負担第2段階 | 別表 3 |
| (3)利用者負担第3段階 | 別表 4 |

(2)介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①契約者が使用する居住費

利用料金：別表1～4に記載

②契約者の食事の提供

ご契約者の栄養状態に適した食事を提供します。

利用料金：別表1～4に記載

③特別な食事

利用料金：特別な食事の為に要した追加の費用。

④美容・理髪

[美容・理髪サービス]

月に2～3回、理美容師の出張による美容・理髪サービス（調髪、顔剃等）をご利用いただけます。

利用料金：実費（理美容院と特別割引料金を契約しています。）

⑤貴重品の管理

ご契約者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。

○管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預けられている預金
(原則として、最高100万円迄)

○お預かりするもの：上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、及び必要に応じて年金証書

○保管管理者：施設長

○出納方法等：

・預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合には、備え付けの届出書を提出していただき、その内容に従い取り扱います。

・出入金の都度、記録を作成し、その写しを2か月毎にご契約者へ交付します。

○利用料金：1か月当たり 1,000円

⑥複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録その他の複写物を必要とする場合には、実費相当分として下記の金額をご負担いただきます。

1枚につき 20円

⑦日常生活用品費

日常生活用品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつ代はご負担の必要はありません。

⑧ご契約者の移送に係る費用

ご契約者の移送サービスを行います。但し、当施設の都合上、配車ができない場合があります。

利用料金：車使用料・燃料費を考慮して下記の計算式となります。

[@50円×走行距離(km)]で計算した金額

※当施設の健康管理上で必要な通院や入院の移送費用は不要です。

⑨契約書第21条に定める所定の料金

ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金（ご契約者の要介護状態区分に応じたサービス利用料金で全額自己負担となり、居住費及び食費の合計金額をお支払い下さい。）

ご契約者が介護認定で自立または要支援と判定された場合、要介護1の料金として計算させていただきます。

なお、この期間中において、介護保険による給付があった場合には、この介護保険給付額を控除することといたします。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記（1）、（2）の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月15日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（月の途中での退所の場合は、サービス終了日に請求します。）

ア. 窓口での現金支払

イ. 下記指定口座への振り込み又は自動引き落とし

中兵庫信用金庫 春日支店 普通預金
口座名 特別養護老人ホームおかの花
口座番号 589181

丹波ひかみ農業協同組合 春日支店 普通預金
口座名 社会福祉法人三相園福祉会
口座番号 51022

ゆうちょ銀行
口座名 社会福祉法人三相園福祉会
口座番号 14340-74675251

(4) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができるよう、ご紹介・手続きを代行します。

協力医療機関

医療機関の名称	医療法人敬愛会 大塚病院
所在地	兵庫県丹波市氷上町絹山513
診療科	内科、循環器科、外科、整形外科、神経内科、精神科、リハビリテーション科など

9. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。したがって、以下のようない事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくこととなります。

- ①要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ②事業者が解散した場合、やむを得ない事由により当施設を閉鎖した場合
- ③施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ご契約者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑥業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご契約者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）

契約の有効期間内であっても、ご契約者から当施設に退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までに解約・解除届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ①ご契約者が入院された場合
- ②事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ③事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑤他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける具体的な恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為又は禁止事項を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④契約者の行動が他の利用者やサービス従事者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、あるいは、契約者が重大な自傷行為を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合
- ⑤ご契約者が連続して3か月を越えて病院又は診療所に入院すると見込まれた場合、又は、入院した場合。

○契約者が病院等に入院された場合の対応について

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

① 3ヶ月以内の入院の場合

当初から3ヶ月以内の退院が見込まれて、実際に3ヶ月以内に退院された場合は、退院後再び施設に入所することができます。

しかし、入院時に予定された退院日より早く退院した場合など、退院時に施設の受け入れ準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。

また、料金につきましては、入院の翌日から当該月6日間（当該入院が月をまたがる場合は最大12日間）の範囲内で、実際に入院した日数分で利用料金をご負担いただきます。

1日あたり 246円（入退院当日を除く6日分まで）

（ご契約者の同意を得て、居室をショートステイ等に利用した場合にはこの料金は不要です。）

② 3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月を越えて入院が見込まれる場合には、契約を解除する場合があります。但し、契約を解除した場合であっても3ヶ月以内に退院された場合には、再び当施設に入所できるよう努めます。しかし、当施設が満室の場合には、短期入所生活介護を利用できますように努めます。

③ 3ヶ月を越えて入院した場合

3ヶ月を越えて入院した場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

(3) 円滑な退所のための援助

ご契約者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

- 居宅介護支援事業者の紹介
- 病院もしくは診療所または介護老人保健施設等の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

10. 身元引受人

- (1) 契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることになります。
しかしながら、入所者において社会通念上、身元引受人を立てることができないと考えられる事情がある場合には、この限りではありません。
- (2) 身元引受人には、これまで最も身近にいて、ご契約者のお世話をされてきた家族や親族に就任していただくのが望ましいと考えております。
- (3) 身元引受人は、ご契約者の利用料等の経済的な債務については、契約者と連帯して、その債務の履行義務を負うことになります。
また、こればかりではなく、ご契約者が医療機関に入院する場合や当施設から退所する場合においては、その手続を円滑に遂行するために必要な事務処理や費用負担などを行ったり、更には、当施設と協力、連携して退所後のご契約者の受入先を確保するなどの責任を負うことになります。
- (4) ご契約者が入所中に死亡した場合においては、そのご遺体や残置品の引取り等の処理についても、身元引受人がその責任で行う必要があります。
貴重品として施設が預かっている物、並びに金銭や預金通帳や有価証券その他高価品などは残置品には含まれず、相続手続に従ってその処理を行います。
また、ご契約者が死亡されていない場合でも、入所契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の残置物をご契約者自身が引き取れない場合には、身元引受人にこれを引き取っていただく場合があります。
これらの引取り等の処理にかかる費用については、ご契約者または身元引受人にご負担いただくことになります。
- (5) 身元引受人が死亡したり破産宣告をうけた場合には、あらたな身元引受人を立てていただくことになります。
- (6) 身元引受人がご希望された場合には、利用料金の変更、ケアプランの変更等についてご通知します。

11. 苦情の受付について

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（当施設事務所窓口）

氏名 伊藤 裕介
職名 施設サービス担当課長
受付日時 毎週月曜日～金曜日
9：00～18：00

○第三者委員

氏名 濟木 茂明
職名 処遇向上・苦情対応委員会委員長
連絡先 Tel 0795-75-1716

○苦情解決責任者

氏名 小椎尾 竹信
職名 施設長

(2) 行政機関その他苦情受付機関

○国民健康保険団体連合会	所在地 神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801号 電話番号 (078) 332-5617 FAX番号 (078) 332-5650 受付時間 9：00～17：00（月～金）
○丹波市 介護保険課	所在地 丹波市氷上町常楽211 電話番号 (0795) 88-5266 FAX番号 (0795) 88-5283 受付時間 9：00～17：00（月～金）

12. サービス提供における事業者の義務

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携の上、ご契約者から聴取、確認します。
- ③非常災害等に関する業務継続に向けた計画を策定するとともに、ご契約者に対して運営規程に基づいて、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとし、訓練の実施に当たっては地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。
- ④ご契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ⑤ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑥ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、ご契約者または他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、ご家族に相談をし、記録に記載するなどして、適正な手続により身体等を拘束する場合があります。利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための担当者を選任し、身体拘束等の適正化を図るため、身体拘束等の適正化のための指針の整備し、身体拘束委員会を3月に1回以上開催し、施設内での身体拘束、高齢者虐待に係る諸問題について、研究・検討し、その内容を介護現場に浸透させます。また、身体拘束等の適正化のための職員研修を定期的に行います。
- ⑦ご契約様に対する褥瘡予防のため、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を防止するための体制を整備します。
- ⑧ご契約者に対する感染症対策のため、感染症対策委員会をおおむね1月に1回以上開催し、感染症が流行する時期等を勘案して、必要に応じて随時開催するとともに、感染症対策の指針を整備、職員研修の開催に加え、訓練(シミュレーション)を行うものとします。
- ⑨ご契約者に対する事故発生・再発防止のための措置として、事故発生防止のための安全

対策の担当者を選任し、事故発生時の対策の指針を整備、事故発生時の報告、分析、改善策の職員への周知徹底を図る体制を整備するとともに、事故防止のための委員会、職員への研修を定期的に行うものとします。

⑩事業者及びサービス従事者は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません(守秘義務)。ただし、ご契約者に医療上の必要がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。また、ご契約者の円滑な退所のために援助を行う際に情報提供を必要とする場合にはご契約者の同意を得て行います。

1 3. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

入所にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。

衣類（普段着、寝巻き、パジャマ、下着類、靴下等）・洗面用具・化粧品・ バスタオル（タオル）・履き物（下用）・上用靴・スリッパ・髭剃り・ゴミ箱・ 尿器・ポータブルトイレ・茶瓶・お湯のみ（コップ）
--

この他に、特に持ち込み希望の物又は不明の物がありましたらご相談下さい。

(2) 面会時間 9：00～18：00

来訪者は、必ず事務所窓口へ届け出て下さい。感染症などの流行により面会の制限・中止をする場合があります。食べ物や金品などの持ち込みは窓口でご相談ください。

(3) 外出・外泊

外出、外泊をされる場合は、2日前にお申し出下さい。

緊急な場合はこの限りではありません。但し、外泊については原則として最長で月7泊（月をまたがる場合は、最大で13泊）とさせていただきます。なお、感染症などの流行により外出・外泊の制限・中止をする場合があります。

(4) 食事

食事が不要な場合は、前日までに申し出下さい。前日までに申し出があった場合には、「食事に係る自己負担額」は徴収しません。

(5) 施設・設備の使用上の注意・並びに禁止事項

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動などを行うことはできません。

(6) 喫煙

施設内は禁煙です。喫煙される方は喫煙スペース以外での喫煙はできません。

1 4. 事故発生時の対応について

事故が発生した場合には、契約者やその家族に対し速やかに状況を報告・説明し、その被害の拡大防止を図るなど必要な措置を講じます。

1 5. 損害賠償について

(1) 当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。

ただし、その損害の発生について、契約者側に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

- (2) 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。
- ① 契約者（その家族、身元引受人等も含む）が、契約締結に際し、契約者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
 - ② 契約者（その家族、身元引受人等も含む）が、サービスの実施にあつたて必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
 - ③ 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
 - ④ 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示等に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

令和 年 月 日 時間(: ~ :) 場所()

〔事業者〕欄

当施設・指定介護老人福祉施設での入所サービスの提供開始に際し、本書面に基づいて重要事項の説明を行いました。

事業者(事業所)

所在地 兵庫県丹波市春日町山田 170 番地

名称 社会福祉法人 三相園福祉会
特別養護老人ホームおかの花 ㊟

説明者(署名) ㊟

〔契約者兼利用者〕欄

私達は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、内容に同意しサービスの提供開始に同意します。

契約者兼利用者

住所 _____

氏名 _____ ㊟

身元引受人

住所 _____

氏名 _____ ㊟

(契約者との続柄:)

〔署名代行者〕欄

私は、契約者が事業者から重要事項の説明を受け、内容に同意したことを確認しましたので、私が、契約者に代わって署名代行します。

署名代行者

住所 _____

氏名 _____

㊟

(契約者との続柄:)